

令和8年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和8年(行ウ)第11号 停学処分取消等請求事件

判 決

5 主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求等

10 請求の趣旨及び原因は、別紙訴状(写し)記載のとおりである。

本件は、被告が設置する国立大学であるA大学のB学部に所属する学生である原告が、A大学総長の命を受けたA大学B学部長から、令和7年11月27日付けで、停学期間を令和8年2月1日から同年3月31日までとする「停学処分」(以下「本件停学処分」という。)を受けたため、その取消し等を求める  
15 事案である。

なお、原告は、本件停学処分が違法であるとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金95万7440円及びこれに対する遅延損害金の支払も求めているが、本判決の判断の対象ではない。

#### 第2 当裁判所の判断

20 1 本件停学処分の「処分」該当性について

(1) 処分の取消の訴えの対象となる「処分」(行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条2項)とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう(最高裁昭和37年(オ)第29  
25 6号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照)。

(2) 国立大学法人法には、国立大学法人とその設置する国立大学に在籍する学

生との法律関係についての特段の規定はないが、両者の法律関係は、私立学校法上の学校法人とその設置する私立大学に在籍する学生との関係とその実質において異なるところがないから、これと同じく、無名契約であるいわゆる在学契約関係であると解するのが相当である。

5           したがって、国立大学に在籍する学生に対する国立大学法人の行為は、それが、私立大学にはない国立大学に特有の公的な規律に関するものであるといえるような法令上の根拠がない限り、在学契約関係に基づく行為であって、公権力の行使、すなわち、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められたものであると評価することはできないから、取  
10           消訴訟の対象となる「処分」に該当しないというべきである。

          これを本件についてみると、学生に対する停学処分は、学校教育法11条、学校教育法施行規則26条において国立大学、私立大学の別なく行い得るものとされていることからすれば、国立大学に特有の公的な規律に基づくもの  
15           ということとはできず、むしろ、在学契約に基づく学校の施設の利用や役務の提供を受ける権利を一時停止することを内容とする在学契約上の措置であると解するべきである。そして、他に、本件停学処分を公権力の行使と解する  
          法令上の根拠は見当たらないから、本件停学処分は公権力の行使としてされたものであるとはいえない。

(3) これに対し、原告は、本件停学処分は、国立大学法人の学長という行政庁  
20           が、学校教育法11条を根拠とし、国立大学法人法21条4項7号で、教育研究評議会が「学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項」を審議することを踏まえて制定されたA大学学部通則25条の規定に基づき、その決定により学生に拘束  
          を課してその就学の権利義務に変動を生じさせるものであるから、公権力の  
25           行使であって、「処分」であると主張する。

          しかし、国立大学法人が行政主体と認められるにしても、その行為が「処

分」に当たるか否かは当該行為の実質に即して個別に検討する必要がある  
であり、学長（ただし本件停学処分においては学部長）が、学校教育法 11  
1 条を根拠に停学処分を含む懲戒を加える権限については、国立大学と私立大  
学との間に差異がないことからすれば、在学契約上の措置というべきで、こ  
5 れを「処分」とみることができないことは、(2)で述べたとおりである。

また、教育研究評議会は、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議す  
る機関として国立大学法人に置かれるものであるが（国立大学法人法 21 条  
1 項）、学内の規則等を制定するに当たって内部の委員会等が審議を行うこ  
とは、国立大学に特有のものとする根拠はなく、私立大学においても行わ  
10 れ得るものと解される。

このように、原告が主張する点は、本件停学処分が、私立大学にはない国  
立大学特有の公的な規律に基づくものであることを示すものとはいえない。

(4) なお付言するに、国立大学法人法の施行前は、国立大学による学生に対す  
る退学処分は、公の施設の利用関係から排除するものとして「処分」に該当  
15 するものとされ（最高裁昭和 28 年（オ）第 525 号同 29 年 7 月 30 日第  
三小法廷判決・民集 8 卷 7 号 1463 頁参照）、停学処分についても同様に解  
かれていたところ、これは、国立大学が国の機関であったことから（平成 1  
6 年当時は文部科学省の施設等機関（国家行政組織法 8 条の 2）。平成 15 年  
法律第 117 号による改正前の文部科学省設置法 19 条 1 項、平成 15 年法  
20 律第 117 号による廃止前の国立学校設置法 1 条）、国立大学の施設が国有  
財産とされていたことを前提とするものと解される。これに対し、国立大学  
法人法の下では、国立大学法人は法人とされ（6 条）、大学の施設を含む財産  
上の権利義務も国立大学法人に帰属することとされたため（7 条、附則 9 条  
1 項、2 項）、上記昭和 29 年最高裁判決の解釈の前提が変更されたといわざ  
25 るを得ないし、既に述べたとおり、教職員や学生との法律関係については、  
同法に何らの定めがないことからすれば、その実質に照らして個別に検討す

べきものと解され（例えば、国立大学法人の職員には国家公務員法の適用がなく（国立大学法人法は、独立行政法人通則法51条を準用しておらず、同旨の規定も設けていない。）、国立大学法人と職員との法律関係は労働契約であると解されている。）、国立大学法人の施設に公的な性格があるととも、  
5 停学処分がその利用の制限措置を含むからといって、そのことのみにより停学処分が「処分」に当たることにはならないというべきである。

また、国家賠償法と行訴法は立法目的を異にする法令であることから、仮に国立大学法人の教職員による教育活動上の行為が国家賠償法1条1項の「公権力の行使」に当たるとしても、そのことは上記(2)の判断を左右するものではない。  
10

## 2 結論

よって、本件訴えは、「処分」ではないものの取消しを求めるものであり、処分の取消しの訴えとして不適法なものであって、その不備は、その性質上補正することができない。したがって、行訴法7条、民訴法140条により、口頭  
15 弁論を経ないでこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 衣 斐 瑞 穂

裁判官 石 神 有 吾

裁判官 邊 見 育 子

(別紙省略)